平成２８年（フ）第１０３号
滋賀県彦根市彦富町370番地１コーポ・マサ202号、前住所滋賀県東近江市福堂町3255番地
債務者　ショップサービス　タイナカこと　田井中文雄
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　俊也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２８５４号
大阪市中央区瓦屋町２丁目18番７―102号、前住所大阪府門真市野里町５番18―804号
債務者　磯崎　拓也
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松川　奈央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６号
岡山県瀬戸内市邑久町豆田660番地１、旧住所岡山県瀬戸内市邑久町山田庄159番地５
債務者　末石　博揮
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２２号
北九州市小倉北区熊本４丁目１番５―503号
債務者　大隅　和子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４４９号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目８番６―302号
債務者　木下　　学
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　伸城
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９７号
鹿児島県鹿児島市吉野町1158番地
債務者　掛上　哲雄
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　圭市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３７号
宮城県東松島市矢本字栄町18番地　市営アパート１号館13号室、住民票上の住所宮城県東松島市大曲字横沼49番地１　コスモ横沼108
債務者　千葉　恒長
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北９丁目８番６号ガーデンハウス２号館　202号
債務者　オリエンタル食堂真美ヶ丘店こと　島田　宗彦
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福嶋　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
北九州市八幡西区香月西４丁目２番11―105号
債務者　安光　直樹
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４２６号
北九州市小倉南区徳力１丁目24番７号
債務者　坂本　憲一
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　研太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４４５号
福岡県直方市大字上頓野2272番地７、住民票上の住所北九州市八幡西区穴生２丁目３番30号
債務者　谷口ヒデ子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４０６号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目５番３―106号
債務者　堀口　春美
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　圭輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４号
新潟県阿賀野市新保172番地３
債務者　井上　正道
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１１７６号
札幌市手稲区曙９条２丁目２番43号　はまなす荘202号
債務者　重村　正幸
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３４０号
札幌市白石区南郷通12丁目南２番20号　ビブレ南郷103号
債務者　鈴木シヅ子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０号
新潟県村上市新町２番60号、前住所新潟県村上市二之町11番65号
債務者　鈴木　龍平
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４７号
新潟県阿賀野市中央町１丁目１番43号
債務者　岩村　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部